

八ヶ岳南麓の仕事を、昨年12月に閉じた。ここで約20年、四季折々に表情を変える甲斐駒ヶ岳を正面に望みながら、原稿を書いてきた。

この「時標」掲載（2010年5月3日付）の15日後、「憲法改正国民投票法」が施行された。07年4月、第一次安倍晋三政権下で強行採決により成立した法律である。

16年前、本紙から憲法記念日の「時標」を依頼されたのも、この場所である。題は「信玄法度から憲法を考える」。

安倍氏は「自らの任期中に実現する」とギラついた改憲意欲を示していたが、その後の政権は、改憲に対して必ずしも熱心とは言えない状況が続いた。国政選挙前の世論調査を見ても、物価高やインフレーション対策、社会保障などに比べ、憲法改正への関心は高いとは言えない。



武田信玄が定めた「甲州法度之次第」の末尾には、もしこの法に信玄自身が背いたときは、身分の別なく訴え出ることができるとある。戦国の動乱期にあつて、権力者が自らを法に服させ、批判や申し立てを許容する。この姿勢に、後に確立される「法の支配」や「権力の自己拘束」へ

が、その憲法理解は心もとな

危うい「権力主導の改憲論」



水島 朝穂
早稲田大
名誉教授

い。「国の理想の姿を物語るものが憲法」というのは憲法の核心を外している。

そもそも憲法とは、権力を縛る規範である。その改正について、権力を担う側が「任期内の成果」や「時は来た」と位置づけること自体、権力の自己拘束という憲法の核心

時間をかけて熟成されるべきなのである。

内容面でも議論は乏しく、ネタ切れ感が否めない。衆院憲法審査会では、国会議員の任期延長を含む緊急事態条項が、最も意見集約の進んでいないテーマとされ、与党は条文起草委員会の常設化を目指す。

しかし、大規模地震をはじめ緊急事態に対応する法律は、すでに整備されている。近年の災害対応を振り返れば、それらを十分に活用できていない政治の責任こそ問われるべきではないか。

「任期満了による総選挙」という稀な事態における緊急事態の発生という、超レアケースを想定した議員任期延長の改正を、当の国会議員が真面目な顔をしてやっていること自体、語るに落ちる、である。不要不急の改憲議論より

正の必要性は、国民の側から

も、イラン戦争の激化がもたらす物価高や経済の混乱、医療や福祉への影響など、国民生活における現実の緊急事態への対応こそ、政治が注力すべき課題ではないか。

愚の骨頂は、9条改正である。日本は「トランプの戦争」に積極的に関与するののか。この大統領は1月7日、こう断言した。「私には国際法は必要ない。私を止められるのは私自身の道徳だけだ。私の心だ」と。480年前に、権力者の自己抑制の姿勢を示唆した信玄とは比べ物にならない。

私は、真に憲法改正をしなければ対応できないという事態が客観的に生まれ、それについての議論が国民のなかで高まってくるまで、政治家ばかりが熱を上げている憲法審査会は「開店休業」にするのが望ましいと考えている。

みずしま・あさほさん

1953年東京生まれ。札幌学院大、広島大助教授を経て、96年から早稲田大学法学部教授（憲法・法政策論）。博士（法学）。2024年3月定年退職。早稲田大名誉教授。著書に「憲法の動態的探求」「戦争とたたかう」など多数。ホームページ（<http://www.asaho.com/>）を30年近く連続更新中。